

新型コロナウイルスの感染拡大に関連した相談が多数寄せられており、国民生活センターが注意を呼び掛けています。

【事例1】

自分の契約先の携帯電話会社を名乗り「会員の皆様へ」といった件名のメールが送られてきた。本文は「会員の皆さんに快適な生活を過ごしていただくため、事態収束まで毎月、総額1億円を配布させていただきます」といった内容で、URLが添付されていた。URLを開いたところ、当選金として2,400万円を貰えるとあり、振込口座情報を送信するようになっていた。

【事例2】

見知らぬ業者が突然自宅を訪問してきた。「新型コロナウイルスの件で、保健所から依頼されてきた。自宅で検査が行える商品があり、海外ではブームになっている。本来50万円するところ、今回特別に選ばれた人に10万円で購入する」と言われ、近隣で契約したという人のリストも見せられた。

アドバイス

○実在する契約会社からメールが来た場合も、メール内のURLにアクセスしたり、電話をかけたりせず、契



約会社のホームページや問い合わせ窓口を確認しましょう。

- 保健所から委託された業者を名乗っていても、話に少しでも怪しいと思う点がある場合は、契約を結ばないようにしましょう。
- トラブルにあった場合は消費生活センターに相談してください。

岡旭市消費生活センター(☎63-7272)・相談直通電話(☎62-8019)